

事 務 連 絡
令和6年12月26日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市 町 村

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課
企 画 課

「訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整に関するQ&A（令和6年12月26日）」の送付について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整については、令和6年11月29日付事務連絡及び12月6日開催の市町村向け説明会において、事案内容や今後の対応等につきましてご説明させていただいたところです。

今般、自治体等からご質問をお受けした内容につきまして、別紙のとおりQ&Aを作成しましたので、送付させていただきます。

引き続き、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の各事業所への周知や市町村システムの改修に向けた事業者との調整など、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この他、ご不明点等がありましたら、下記相談窓口までお問い合わせください。

【相談窓口について】

①市町村・事業者における報酬請求・支払いの事務手続きについて

・公益社団法人国民健康保険中央会・ヘルプデスク

電話番号：0570-059-403

メールアドレス：mail@support-e-seikyuu.jp

②市町村のシステム改修に対する補助について

・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自治体支援係

電話番号：03(5253)1111（内線：3007）

メールアドレス：syougaiikaku@mhlw.go.jp

③その他、上記以外について

・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課訪問サービス係

電話番号：03(5253)1111（内線：3092）

メールアドレス：houmon@mhlw.go.jp

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整に関するQ & A（令和6年12月26日）

1. 事業所への周知、報酬の過去分調整額等について

NO	分類	質問内容	回答
1	事業所への周知	市町村から事業所への周知はどのように行えば良いのか。また、都道府県からの周知は必要になるのか。	市町村におかれては、介護給付費の支払いを行っている居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の事業所に対し、速やかに令和6年11月29日付事務連絡を送付し、周知を図っていただきますようお願いいたします。その際、事務連絡の加工可能な電子媒体（ワードファイル）も提供していますので、市町村においては、必要に応じ情報を追記するなどして活用をお願いします。 また、市町村によっては、事業所の連絡先を把握できていない場合などもあることから、都道府県内の状況に応じ、都道府県においても市町村にご協力いただき、事業所への周知をお願いします。
2	新サービスコード	新サービスコードでの請求はいつから開始されるのか。また、現行のサービスコードはいつまで使用するのか。	令和7年6月サービス提供分を受付する7月（7月請求）より、新しいサービスコードでの請求が開始される予定です。 このため、令和7年5月サービス提供分（6月請求）までは、現状のサービスコードで請求いただくようお願いいたします。
3	負担割合	報酬の過去分調整額について、国、都道府県、市町村の費用負担の割合はどのようになるのか。	報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）の費用負担については、通常の障害福祉サービス費等の負担割合と同じく、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の負担割合となります。
4	事業所の対応	事業所が令和7年1月時点で何か対応することはあるのか。また、どの事業所が報酬の過去分調整額の対象事業所であるかはいつ判明するのか。	令和7年1月時点において、事業所に対応いただくことはありません。 また、令和7年3月目途に、国保連合会から報酬の調整の対象となる事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月）（概算）を電子請求受付システムにてお知らせする予定であり、事業所におかれては、この報酬の過去分調整額のお知らせを御確認いただきますようお願いいたします。
5	報酬の過去分調整額	令和7年3月目途に、国保連合会から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額を周知する予定となっているが、同じ情報を市町村へも提供されるのか。また、過去分調整による市町村の支出額の総計は、いつごろ提示されるか。	国保連合会から市町村に対し、対象事業所の調整額を共有する予定です。なお、提供の仕方等については、今後整理した上でお知らせする予定です。 時期としては、令和7年3月目途に概算の報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分まで）を、令和7年7月目途に報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を共有する予定です。

NO	分類	質問内容	回答
6	報酬の過去分調整額	今回の報酬の修正の方法はどのように行うのか。事業所からの過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を市町村で受け、国保連合会へ提出する必要があるのか。	事業所において、各事業所で利用している請求ソフトを用いて、国保連合会に対し、令和7年6月サービス提供分の請求明細書に過去分調整額請求用のサービスコードを使用して、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を請求いただくことを予定しています。 このため、基本的に過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）は想定していません。 なお、令和7年6月サービス提供分以降の請求がない利用者については、最後に請求したサービス提供分の請求について過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）をし、報酬の過去分調整額請求用のサービスコードを使用して、報酬の過去分調整額を請求していただくこと等を検討しています。
7	市町村の審査事務等	令和7年6月分の報酬支払いと同時に報酬の過去分調整額を調整するとあるが、市町村は、審査事務でどのような確認が必要となるのか。また、報酬の過去分調整額を令和7年6月サービス提供分と同時に請求するにあたって、令和6年4月分から令和7年5月分までの利用者負担及び利用者の上限額管理はどのように行うのか。	報酬の過去分調整額に関する市町村の審査事務については、国保連合会から市町村にお知らせする過去分調整額（単位数）と、事業所から請求される単位数が異なる場合のみご確認いただくことを検討しています。詳細は追ってお示しさせていただく予定です。 また、利用者負担の上限額管理などについては、現在対応を整理中であり、追ってお示しさせていただく予定です。
8	廃止事業所等の対応	廃止している事業所や令和7年5月までにサービスを終了した利用者への対応の方法はあるのか。	廃止した事業所やサービスを終了した利用者分についても、報酬請求システムを利用することにより、報酬の過去分調整額を請求することを可能とする予定です。具体的には、令和6年4月から令和7年5月のうち、最後にサービス提供を行った一月に対して、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、再請求することで、対応することを可能とする予定です。
9	障害者自立支援給付費国庫負担金	令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金の実績報告で対応は必要となるのか。	報酬の過去分調整額は、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いで調整するため、令和7年度の障害者自立支援給付費負担金での処理となります。このため、この負担金の令和6年度の実績報告での対応（処理）は生じません。

2. 市町村システムの改修及び国庫補助等について

NO	分類	質問内容	回答
10	市町村システムの対応	各市町村が所有するシステムの改修が必要になるとのことだが、改修が必要になると思われる「各市町村が所有するシステム」の範囲を教えてください。	<p>各市町村が保有し、事業所からの請求データの二次審査において活用しているシステムの改修が必要と考えています。この他、請求の審査等において、市町村が独自に導入しているシステムについては、各市町村が契約している事業者個別に確認をお願いします。</p> <p>なお、令和6年11月29日付事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る介護給付費等単位数サービスコード表等の一部修正案について」において、新しいサービスコード案をお示ししています（厚生労働省ホームページ参照）。</p> <p>また、令和7年1月末に、厚生労働省から「新サービスコードの確定版」の情報を各市町村へお示しすることとしております。</p> <p>このサービスコードの情報を基に各市町村が契約している事業者へご確認いただくことにより、改修費用の発生の有無と、発生する場合の費用を把握いただけるものと考えています。</p> <p>・厚生労働省ホームページアドレス： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html</p>
11	市町村システムの対応	令和7年6月末までに市町村システム改修を終えられない可能性があるとしたら、どうすれば良いのか。	<p>令和7年6月サービス提供分を受付する7月（7月請求）からは、事業所から新サービスコードを用いて報酬が請求され、市町村の二次審査のために国保連合会から市町村に送付される一次審査結果資料においても新サービスコードの情報が含まれるため、市町村においてシステム対応ができていない場合は、市町村システムにデータを取り込めないこととなります。</p> <p>このため、各市町村におかれては、必ず、各市町村が契約している事業者と調整を行い、令和7年6月末までにシステム改修を終えられるようお願いいたします。</p> <p>なお、一部ベンダに確認したところ、市町村システムの改修は、主にサービスコードを追加する作業のみであり、作業量としては6月末までに間に合うものと考えております。</p>
12	予算関連	市町村システムの改修に関して、国における予算措置の状況はどうなっているのか。	<p>令和6年度補正予算の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費（自治体分・補助率1/2）」において必要な予算を確保し、この予算を令和7年度に繰り越して補助事業を実施します。そのため、市町村におかれても、令和7年度予算として必要な予算の措置をお願いします。なお、令和7年1月以降に、厚生労働省より交付要綱及び所要額調査等の情報をメール等でご案内する予定です。</p>
13	予算関連	市町村システムの改修に関して、国による補助率はどのようになるのか。	<p>審査支払等システムの改修については、これまでの障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修と同様に、予算の範囲内で、補助率を1/2として事業を実施させていただくものです。市町村の皆様には、予算の措置を含めてご対応いただきますよう、ご理解とご協力のほどお願いいたします。</p>

NO	分類	質問内容	回答
14	予算関連	サービスコードに係る改修について、市町村においてはどれぐらいの予算を確保しておけば良いのか。	<p>本件サービスコードに係るシステムの改修については、保守契約の範囲内で対応をされるため、改修費の発生しないベンダーもあると承知しております。他方で、改修費の発生するベンダもあるかと存じますので、そちらにつきましては、「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費」において、国がその予算の範囲内で補助率1/2により補助を実施いたします。</p> <p>令和7年1月末に国から「新サービスコードの確定版」の情報を市町村へお示しをしますので、その情報をもとに各市町村が契約されている事業者へご確認いただくことにより、改修費用の発生の有無と、発生する場合の費用を把握いただけるものと考えています。</p>
15	予算関連	国の予算を令和7年度に繰り越す予定であると承知している。市町村においても、システム改修に係る経費を令和6年度補正予算として計上している。国が繰り越すということは、市町村も令和7年度に予算を繰り越す必要があるのか。	<p>国が所要の予算を令和7年度へ繰り越すことにより、令和7年4月以降に市町村で執行されたシステム改修経費を補助対象とする予定です。このため、市町村におかれても、令和7年度に執行が可能となるよう、予算の措置をお願いしたいと考えております。</p>
16	予算関連	サービスコードの確定版は令和7年1月末頃にあらためて市町村へ提示されると承知している。改修費用の見積を行うため、新たなサービスコードの情報をなるべく早く市町村へ提示いただきたい。そのように急ぎの対応が必要な場合はどのようにすれば良いか。	<p>新たなサービスコードの確定版は令和7年1月末頃に厚生労働省よりお示しをする予定ですが、現時点における「案」の情報を厚生労働省ホームページで公表しております。改修の費用発生の有無や見積等で新たなサービスコードの情報が必要な市町村におかれては、「案」の情報であることにご留意いただいた上で、そちらをご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>・厚生労働省ホームページアドレス： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html</p>
17	補助協議・申請	国の補助事業において、市町村に対する補助額の上限が定められるのか。	<p>障害者自立支援給付審査支払等システムの改修は、国において予算の範囲内で各市町村に補助を行います。各市町村からの所要額を積み重ねた結果、予算を超えた場合には、調整を行った上でそれぞれの市町村に対して国庫補助内示額を算出します。</p>

NO	分類	質問内容	回答
18	補助協議・申請	<p>就労選択支援の創設に係るシステム改修が必要になると認識している。その改修とサービスコードに係る改修は、それぞれ別の補助事業として実施されるのか。</p> <p>また、市町村がベンダ等の事業者から改修に係る費用の見積書を取る際は、どのようにすれば良いか。</p>	<p>就労選択支援の創設とサービスコードに係る改修は共に、障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業費）として補助を実施するものです。令和7年1月以降に、厚生労働省より、交付要綱等で補助事業の内容をお示しする予定です。</p> <p>また、就労選択支援の創設とサービスコードの改修は、同一補助事業内の別のメニューとして所要額調査を実施する予定です。このため、市町村においては、それぞれの改修費用について、事業者から見積書を取っていただく必要があります。</p>
19	補助協議・申請	<p>市町村がサービスコードに係る改修に関し事業者を確認したところ、「保守契約の範囲で対応をするため費用は発生しない。」という回答があった。この場合、国の所要額調査にはどのように回答を行えば良いか。</p>	<p>国による補助につきましては、令和7年1月以降に交付要綱等をお示しして、市町村における所要額もそれと同じタイミングで調査を行う予定です。サービスコードに係る改修の発生しない市町村につきましては、現在のところ、所要額の調査に「費用は発生しない」旨を様式内に記載いただきたいと思います。</p>
20	補助対象	<p>システム改修補助金について、市町村システムにおける改修ではなく、訪問系サービス事業所のシステム改修の費用は補助の対象となるのか。</p>	<p>障害者自立支援給付審査支払等システムに係る補助金は交付の対象を自治体としているため、これまでの障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修と同様に、障害福祉サービス事業所が所有するシステムの改修は対象外となります。</p>
21	補助対象	<p>市町村が事業者を確認を取ったところ、「令和6年度中に改修の作業を完了させることが可能。」という回答があった。速やかに作業を完了させるため、令和6年度中に改修を実施した場合、そこで生じた費用は国の補助対象となるのか。</p>	<p>国による補助につきましては、令和7年度に市町村で執行された改修経費を補助対象とする予定であるため、令和6年度中に改修を実施された場合の費用は補助対象外となります。このため、国の補助を申請する場合は、令和6年度においては改修に向けた準備をしていただき、令和7年度にシステム改修を行っていただきますようお願いいたします。</p>